

答 申 の 概 要

件名	自分が特定警察署に相談した際の記録に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第33号）		
本件保有個人情報	自分が特定警察署に相談した際の記録（相談等受理票及び相談等処理票）		
主な非開示理由	条例第17条第3号（開示請求者以外の個人情報）、第5号（犯罪の予防、捜査等情報）及び第7号（事務又は事業に関する情報）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	平成30年7月26日	答申年月日	令和元年10月18日
主な論点	<p>1 警部補（同相当職）以下の職員の氏名及び印影は、条例第17条第3号の非開示情報に該当するか。</p> <p>2 審査請求人からの電話相談を受けて実施機関が行った対応の記録は、条例第17条第5号及び第7号の非開示情報に該当するか。</p>		

審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人からの電話相談を受けた実施機関が相談業務に関する訓令（平成14年3月22日静岡県警察本部訓令第7号）に基づき作成した相談等受理票及び相談等処理票に記載された保有個人情報である。実施機関では、県民等から相談等の申出があった場合には、相談等受理票に相談者の氏名や住所、相談等の内容、警察職員が行った指導や助言内容等を記録し、その後、相談等を受けて実施機関が行った調査結果や今後の方針、措置等の処理状況を相談等処理票に記載することとしている。実施機関は、その一部が条例第17条第3号、第5号及び第7号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分における非開示部分の全部の開示を求めていることから、以下、本件保有個人情報の見分結果を踏まえ、諮問庁が非開示が妥当と判断した部分の条例第17条第3号、第5号及び第7号該当性について検討する。

(2) 条例第17条第3号該当性について

諮問庁は、相談等受理票及び相談等処理票に記載された警部補（同相当職）以下の職員の氏名及び印影について、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第17条第3号に該当し、ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当と主張する。

条例第17条第3号は、開示請求者以外の個人情報は非開示としているが、ただし書において、当該情報が公務員等の職務の遂行に係る情報であって、当該公務員等の職及び氏名に係る部分は、開示されるものとしている。ただし、当該公務員等が警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとされており、警察職員の氏名に係る部分については、ただし書ア又はイに該当するか否かで開示又は非開示を判断することになる。

本件処分において実施機関が非開示とした警部補（同相当職）以下の職員の氏名及び印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第17条第3号本文に該当する。

また、諮問庁では、警部補（同相当職）よりも上級の職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、警部補（同相当職）以下の職員の氏名及び印影については、条例第17条第3号ただし書アには該当せず、その性質から同号ただし書イにも該当しない。

したがって、警部補（同相当職）以下の職員の氏名及び印影については、条例第17条第3号本文に該当し、ただし書ア又はイに該当しないことから、非開示が妥当である。

(3) 条例第17条第5号及び第7号該当性について

諮問庁は、相談等処理票1枚目において非開示とした部分の1行目から17行目まで及び19行目から27行目まで並びに2枚目において非開示とした部分の1行目から31行目までには、公共の安全及び秩序の維持に関する情報が記載されており、これらを開示すると、将来の捜査に支障を及ぼしたり、将来の犯行を容易にしたりするおそれがあるため条例第17条第5号に該当し、また、実施機関が行う相談事務の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第7号に該当し、非開示が妥当と主張する。

当審査会において当該非開示部分を見分したところによれば、当該非開示部分には、審査請求人からの電話相談を受けて実施機関が行った捜査に関する情報が記載されており、その内容は、実施機関がどのように事件性有無の判断をしているかという捜査手法に関わる情報や、実施機関の情報収集活動の実態に関わる情報であると認められた。

これらを開示すると、犯罪行為を企てている者に対抗措置を講じられるおそれが生じるという諮問庁の説明は首肯できるものであり、実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第17条第5号に該当し、同条第7号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。